東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年10月 8日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年10月 8日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 7 件

NO.	<u>)他:</u> 号機等	/ 件 不適合件名	グレード	
1	1号機	平成26年9月30日不適合管理委員会報告情報で公表した、タービン建屋2階でのタービン補機冷却系漏えいに関する不適合発生に伴い、タービン建屋地下1階の油貯蔵タンク室天井の配管貫通部より漏えい水(汚染無し)の滴下が認められたため、当該配管貫通部の密封部を点検・修理。		ии · J
2		補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置の原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)入口流量計において、入口流量計の保温材より5秒に1滴程度の海水の滴下が認められたため、当該箇所の保温材を外し漏えい箇所を点検・修理。	GⅢ	
3	1号機	タービン建屋と屋外復水貯蔵タンク間の連絡通路において、壁のつなぎ目に隙間があり、雨水の浸入が 認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
4	1号機	海水熱交換器建屋東側に設置されている取水設備点検用クレーンにおいて、4個ある作業用照明のうち 1個の脱落が認められたため、当該照明を点検・修理。	GⅢ	
5	2号機	タービン建屋と屋外復水貯蔵タンク間の連絡通路において、壁のつなぎ目に隙間があり、雨水の浸入が 認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
6	3号機	海水熱交換器建屋東側に設置されている取水設備点検用クレーンにおいて、4個ある作業用照明のうち 1個の脱落が認められたため、当該照明を点検・修理。	GⅢ	
7	その他	事務本館電気設備の点検停止に伴う、事務本館空調用動力盤での電気ボイラー用端子部の電圧測定において、測定器先端部が隣接の別端子部に接触し、短絡が発生したため、再発防止対策を検討。	GΙ	